

労働基準関係法令違反に係る公表事案

奈良労働局

最終更新日：令和6年2月29日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
奈良県農業協同組合 新庄営農経済センター	奈良県葛城市	R5.3.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第427条	積み重ねられた荷の上で労働者に作業を行わせる際に、安全な昇降設備を設けていなかったもの	R5.3.14送検
阪口製材所	奈良県吉野郡	R5.5.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	工場内で労働者に作業を行わせるにあたり、架設通路に手すり、中棧等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R5.5.18送検
西村林業	奈良県吉野郡	R5.6.15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	急傾斜地で立木の伐採作業を行わせるにあたり、要求性能墜落制止用器具を使用させなかったもの	R5.6.15送検
(有)山勝木材店	奈良県橿原市	R5.9.8	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと	R5.9.8送検
ドミート(株)	大阪府大阪市住之江区	R5.9.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日未満の休業を要する労働災害が発生したのに、法定の期日までに労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.9.15送検
旭ビルド	大阪府東大阪市	R5.9.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日未満の休業を要する労働災害が発生したのに、法定の期日までに労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.9.15送検
シンワ精機(株)	奈良県桜井市	R5.9.22	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第29条	工場内でクレーンを用いて荷の移動を行わせるにあたり、荷の下に労働者を立ち入らせたもの	R5.9.22送検
(株)真秀コールド・フーズ	奈良県五條市	R5.10.31	労働基準法第36条	労働者延べ38名に、月100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R5.10.31送検
(株)東工業	兵庫県揖保郡	R5.12.1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ5.2メートルの作業床の端で手すりを設ける等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.12.1送検
(有)高田交通	奈良県大和高田市	R6.2.6	労働基準法第106条	就業規則を常時作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること等により労働者に周知させていなかったもの	R6.2.6送検
(株)下田原防災整備センター	奈良県生駒郡	R6.2.22	最低賃金法第4条	労働者5名に3か月分の定期賃金約113万円を支払わなかったもの	R6.2.22送検